

私立大学教職員のベースアップを可能にするために、私大助成額増額を 予算措置するよう要請します

2025年2月12日

日本私立大学教職員組合連合

【予算要望事項】

私立大学・短期大学の教職員のベースアップを促進するために、必要な財源の2分の1の金額を、従前の私立大学等経常費補助・一般補助に上乗せする予算を措置すること。

＜趣旨の説明＞

2000年以降の可処分所得の減少と近年の物価上昇に対応するベースアップを行うためには、10%以上の大幅賃上げが必要である。企業等にはベースアップ促進のための財政支援が行われているが、私立大学・短期大学には何ら支援がなく、ベースアップが抑制されてきた。その原因は、私立大学・短期大学の経常費に対する補助率が8%台に抑え込まれ、加えて算定の基礎となる教職員の人件費単価が長年変わっていないからである。

私大助成の基本的な考え方は、経常費の2分の1助成である。これについては各党の選挙公約においても同様の見解が示されている。私立大学・短期大学（医歯系大学を含む）の人件費総額は、2.57兆円（非専任を含む）である。すべての私立大学において10%のベースアップを実現するとすれば必要な金額は2570億円であり、その2分の1の補助額は1285億円である。

＜予算要望の根拠＞

1. 私立大学教職員にはベースアップ促進のための財政支援がない。

私大教職員の可処分所得は、2000年以降減り続けている【資料1】。加えて2022年以降の急激な物価上昇は、教職員の生活を直撃している【資料2】。

2013年来、政府が奨励している賃上げ促進のための措置は、私立大学の教職員には、まったく及んでいない。企業等法人を対象に行われている賃上げ促進税制は、適用額（税額控除額）が拡大している。2022（令和4）年度（見込み）では、適用された企業等法人数が、21.5万法人で、適用額が5134億円であったが、2024（令和6）年度では、1.3兆円が見込まれている【資料3】。賃上げ原資の65～75%にあたる税額が減額されることになるので、必要な原資は、賃上げ額の35%～25%を負担するだけで済むのである【資料4】。

国立大学にも影響を及ぼす国家公務員を対象とする人事院勧告、公立大学にも影響を及ぼす地方公務員を対象とする都道府県の人事委員会勧告は、3年連続でベースアップを勧告している。

2. ベースアップ補助を私大経常費補助・一般補助の上乗せで行う正当性

2000年以降の私大教職員のベースアップをはじめとする待遇改善の停滞、遅れは、私大助成が8%台に抑え込まれていることに原因がある【資料5】。消費税増税、物価の急騰のなかで、私大の学費の値上げが続いている【資料6】。学費値上げをせざるをえない状況が続いてきたことも、私

大助成の絶対的な不足が原因である。

そもそも私立学校振興助成法の目的は、①私立学校の教育条件の維持及び向上、②私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減、③私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資すること、である。私立学校振興助成法成立時には「私立大学に対する国の補助は2分の1以内となっているが、できるだけ速やかに2分の1とするよう努める」との附帯決議がなされている。私大教職員の賃上げの遅れは、私立学校の教育条件の維持及び向上の妨げになっている。ベースアップに必要な金額の2分の1補助を要求することは当然である。また、人件費は基盤経費の中心であり、本来の経常費補助である一般補助で措置されている。

したがって、私立大学・短期大学教職員のベースアップのための2分の1補助は、一般補助に上乘せする形で措置される必要がある。

以 上

私立大学教職員の可処分所得の推移

2025年2月12日
日本私大教連書記局作成

- ・私大教職員の可処分所得（物価上昇分を除く名目可処分所得）は、年収700万円・単身者のケース、年収1050万円・19～22歳の子ども2人のケースについて試算すると以下のとおりです。
- ・年収1050万円のケースでは、2025年の名目可処分所得は、2020年と比べて、85万5397円減少（9.8%減少）しています。

	年収700万円のケースの 名目可処分所得	年収1050万円のケースの 名目可処分所得	年収1050万円のケースの 2000年との差額・減少率
2000年	581万6879円	869万6274円	
2005年	571万1926円	844万7378円	24万8896円減少 (2.9%減少)
2010年	554万3844円	820万8892円	48万7382円減少 (5.6%減少)
2015年	540万6126円	810万0431円	59万5843円減少 (6.9%減少)
2020年	535万9930円	793万2624円	76万3650円減少 (8.8%減少)
2025年	530万7029円	784万0877円	85万5397円減少 (9.8%減少)

- ・2020年から2024年にかけての物価上昇率は8.2%（資料2参照）です。上記の名目可処分所得に、2020年からの物価上昇率を合計した実質可処分所得は、18%減少していることとなります。

2022 年以降の消費者物価指数（全国）

2022 年=100

		2022 年	2023 年	2024 年
総合	指 数	102.3	105.6	108.5
	前年比 (%)	2.5	3.2	2.7

財務省作成の資料（2024年6月4日）より

賃上げ促進税制の適用実績等

＜適用額実績＞			＜令和6年度改正後（平年度）＞		
	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）		改正後 （見込み）	改正増減収
全体	▲2,430億円	▲5,150億円		▲1.3兆円 程度	▲3,460億円 程度
大企業 （見直し前）	▲711億円	▲2,494億円	大企業 （見直し後）	▲310億円 程度	▲0億円 程度
中小企業	▲1,719億円	▲2,656億円	中堅企業	▲5,150億円 程度	▲250億円 程度
			中小企業	▲7,290億円 程度	▲3,210億円 程度

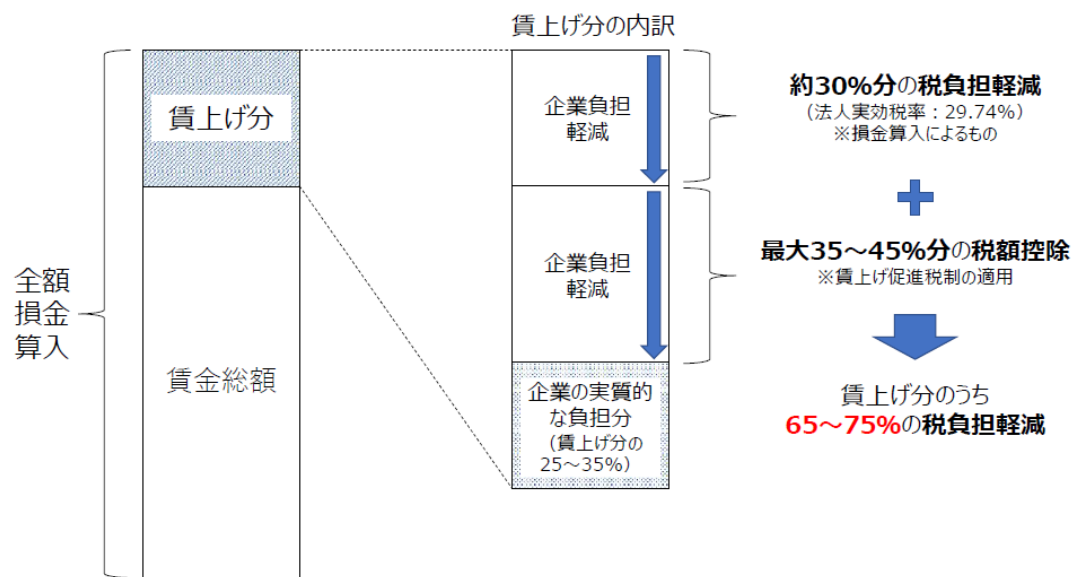
*上記の中小企業には個人事業主分を含む。

（注）令和6年度改正では、見直し前の大企業（資本金1億円超）のうち、従業員数2,000人超を見直し後の大企業、従業員数2,000人以下を中堅企業と区分。

財務省作成の資料（2024年6月4日）より

（参考）賃上げ促進税制の概要イメージ

- 企業の支払う賃金は（賃上げ分を含め）は全額損金算入されるため、黒字企業の場合、課税所得が減ることにより、賃上げ分の最大約30%分の税負担が軽減される。
- 加えて、賃上げ促進税制の適用によって賃上げ分の最大35～45%が税額控除されることにより、賃上げ分の65～75%につき、税負担の軽減がなされることになる。



文部科学省作成資料より

私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

※ 経常的経費の範囲は必ずしも明確ではない中、本資料は、平成27年度までの作成資料と同じ整理で、日本私立学校振興・共済事業団において、作成したもの。

※ 本資料における経常的経費には、補助金の対象ではない学校等の経費や学校法人の管理経費が含まれている点に留意が必要。

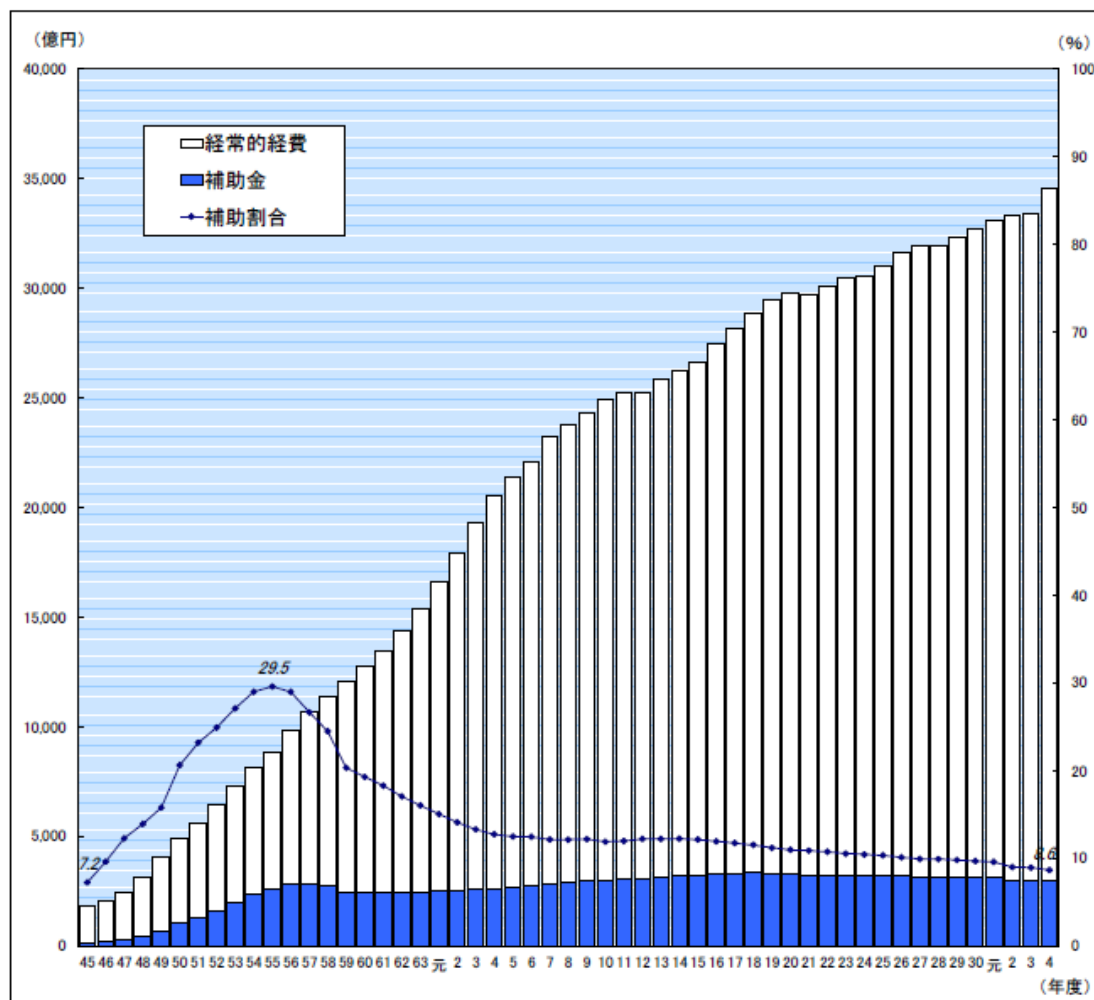
※ 令和2年度より、高等教育修学支援新制度分を別途措置。

(単位：億円・%)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
経常的経費	32,696	33,078	33,265	33,399	34,524	
経常費補助金	総 額	3,153.0	3,158.0	2,975.9	2,974.4	2,974.4
	(伸 率)	(0)	(0.2)	(▲5.8)	(▲0.1)	(0)
	伸 額	1	5	▲182	▲2	0
	うち 特別補助 (総額に占める割合)	456 (14.5)	446 (14.1)	233 (7.8)	218 (7.3)	208 (7.0)
補助割合 (補助金額／経常的経費)	9.6	9.5	8.9	8.9	8.6	

注1：経常費補助金の額は当初予算額である。

注2：平成24年度以降の経常費補助金には、復興特別会計に計上している額を含まない。



文部科学省作成

令和5年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金等 平均額(定員1人当たり)の調査結果について

I 調査方法等

1. 本調査は、日本私立学校振興・共済事業団よりデータの提供を受け、私立大学等の昼間部における初年度学生納付金等についてまとめたものである。
2. 初年度学生納付金等平均額の算定に当たっては、令和5年度入学定員を用いて加重平均している。
なお、学部(学科)内で入試区分ごとに学生納付金等に差異がある場合には、入試区分ごとの募集定員を用いて加重平均している。
3. 計数は端数処理により、合計において一致しない場合がある。

II 調査結果(授業料、入学料及び施設設備費の状況) ※増減率は前回調査(令和3年度)との比較

1. 私立大学学部

区分	授業料	入学料	施設設備費	合計	増減率
	円	円	円	円	%
文科系学部	827,135	223,867	143,838	1,194,841	0.5
理科学部	1,162,738	234,756	132,956	1,530,451	△ 2.3
歯学部	2,863,713	1,077,425	880,566	4,821,704	△ 1.4
その他学部	977,635	251,164	231,743	1,460,542	0.1
全平均	959,205	240,806	165,271	1,365,281	0.6

(参考)平均額の推移

	授業料	増減率	入学料	増減率	施設設備費	増減率	合計	増減率
	円	%	円	%	円	%	円	%
平成30年度	904,146	0.5	249,985	△ 0.8	181,902	0.3	1,336,033	0.2
令和元年度	911,716	0.8	248,813	△ 0.5	180,194	△ 0.9	1,340,723	0.4
令和2年度	927,705	1.8	247,052	△ 0.7	181,466	0.7	1,356,223	1.2
令和3年度	930,943	0.3	245,951	△ 0.4	180,186	△ 0.7	1,357,080	0.1
令和5年度	959,205	3.0	240,806	△ 2.1	165,271	△ 8.3	1,365,281	0.6

2. 私立大学短期大学部・私立短期大学

区分	授業料	入学料	施設設備費	合計	増減率
	円	円	円	円	%
全平均	729,069	237,122	163,836	1,130,027	0.2

(参考)平均額の推移

	授業料	増減率	入学料	増減率	施設設備費	増減率	合計	増減率
	円	%	円	%	円	%	円	%
平成30年度	703,287	0.5	241,836	△ 1.3	173,775	△ 0.4	1,118,898	△ 0.0
令和元年度	703,349	0.0	239,058	△ 1.1	172,795	△ 0.6	1,115,202	△ 0.3
令和2年度	714,751	1.6	238,946	△ 0.0	170,251	△ 1.5	1,123,948	0.8
令和3年度	723,368	1.2	237,615	△ 0.6	166,603	△ 2.1	1,127,586	0.3
令和5年度	729,069	0.8	237,122	△ 0.2	163,836	△ 1.7	1,130,027	0.2

3. 私立高等専門学校

区分	授業料	入学料	施設設備費	合計	増減率
	円	円	円	円	%
全平均	781,365	245,176	102,824	1,129,365	15.4